

二 經費の出所

元街小學校教育獎勵會

大正十年度並大正十一年度の經費の豫算

大正十年度 五百貳拾參圓四拾五錢

大正十一年度 六百圓

學校看護婦執務に關する規程

一、勤務時間 小學校教員と同様勤務のこと

二、執務事項 急病者、負傷者の應急手當、傳染病豫防、其他所要藥品、器械等の整理

現在學校看護婦資格

看護婦

大正十年度に於ける執務の概況

出勤日數 二百四十日

缺勤日數 二十三日(産褥のため)

其他参考となるべき事項

兒童保健上裨益せること多大にして、急病者、負傷者の如き醫師の手當を受くる迄に應急の手當を施せるを以て快癒の期日を早め、大事に至らず止むることを得しは一般に認むる處なり

九、神奈川縣横濱市横濱小學校教育獎勵會

一 創設年月 明治四十二年四月

二 經費の出所

横濱小學校教育獎勵會

三 大正十年度並に大正十一年度の經費豫算

大正十年度 五百六十三圓

大正十一年度 五百九十四圓

四 學校看護婦執務に關する規程

未定

五 現在學校看護婦資格

看護婦及産婆免許狀所有者

六 大正十年度に於て執務の概況

イ、救急手當 五百三十件

ロ、身體検査 種痘の助手

ハ、兒童休憩時の看護

ニ、校舎内外の清潔整頓、衛生に關する監督

ホ、湯茶配給の監督

ヘ、其他

七 其他参考となるべき事項

教育獎勵會の書記を兼ね、會計庶務の一部を擔當せしめ、尙校務の一部を補助せしむ

一〇、神奈川縣横濱市戸部小學校後援會

各地に於ける學校看護婦設置狀況

(一) 創設年月 大正十年六月
經費の出所

(二) 戸部小學校後援會
大正十年度並大正十一年度の經費豫算

(三) 大正十年度 三百七拾五圓八拾八錢
大正十一年度 六百圓

(四) 學校看護婦執務に關する規程

イ、戸部小學校常任看護婦は同校々長の監督の下に執務するものとする
ロ、看護婦は校醫の指揮を受け、兒童看護の任に當るものとする
ハ、看護婦の執務時間は戸部小學校教職員に準ず

ニ、看護婦は戸部小學校衛生係と共力して一般の衛生事務に當るものとする
ホ、看護婦は春季身體検査及種痘の助手、急病者の手當其他一般衛生

(五) 大正十年度執務の概況
大正十年六月より看護婦を置き、前項の規程に基きて、疾病、負傷者に應急手當を施し、大事に至らしめざるを得たり

(六) 現在學校看護婦の資格
看護婦

一、白十字會附屬林間學校 (神奈川縣茅ヶ崎町)

(一) 創設年月 大正六年八月

(二) 經費の出所
林間學校經常費

(三) 大正十年度並に大正十一年度の經費豫算
一、大正十年度 九拾六圓
一、大正十一年度 貳百四拾圓

(四) 學校看護婦執務に關する規程
イ、兒童日々の檢温 (二回)

ロ、病室收容兒童の看護
ハ、含嗽料、其他藥物の調劑

ニ、校醫診察の助手
現在學校看護婦資格
看護婦

(六) 大正十年度看護婦の執務の概況

本校は創立の當初より看護婦を常置して第四項の仕事に従事せしむ。病兒の發生は時季により一様ならざれども、何れも虚弱兒童なれば、多き時は收容兒童の一割に及ぶ。然れども病氣の種類は概ね共通せり。十年度に於ける毎日病氣の兒童は收容の全兒童四十名の内平均一名半に當れり。吸入、咽喉塗布、其他にて病室に通ふもの平均三人位なり。看護婦は朝全校兒童の體温を檢して後は看護に従ひその傍溫度表に體温等を記入し、含嗽料、其他の調劑をなす。夕食後は外來兒童に夫々手當をなす。

各地に於ける學校看護婦設置狀況

一〇、兵庫縣神戸市

(一) 創設年月 大正十年四月
經費の出所

市費臨時費

(三) 大正十年度並に大正十一年度經費豫算

大正十年度 八千七百六十三圓

大正十一年度 九千百九十圓

(四) 學校看護婦執務に關する規程

無し

(五) 現在學校看護婦の資格

看護婦免狀所有者

(六) 大正十年度に於ける執務の概況

看護婦四名を雇用し、主として學校衛生醫「トラホーム」治療係の下に勤務するの外、各學校

運動會、各區私立教育會主催の夏期林間學校及水練場等に派遣して、救護に當らしむ

(七) 其他參考となるべき事項

無し

一一、兵庫縣姫路市

(一) 創設年月 大正五年四月

(二) 經費の出所

市費

(三) 大正十年並十一年度經費豫算

大正十年度 一千〇〇四圓

大正十一年度 一千〇〇四圓

(四) 執務に關する規程

「トラホーム」主治醫の指示に従ひ學童患者の點眼洗眼に従事す

(五) 現在看護婦資格

看護婦の免狀を有す

(六) 大正十年度に於ける執務の概況

「トラホーム」患者の點眼洗眼に従事す

(七) 其他參考となるべき事項

看護婦二名を採用し、主治醫に従ひ六小學校を三校宛隔日に巡回す

一四、兵庫縣赤穂郡相生尋常高等小學校

(一) 創設年月 大正十年四月
經費の出所

赤穂郡相生町費

(三) 大正十年度並に大正十一年度經費豫算

各地に於ける學校看護婦設置狀況

大正十年度 百八十四圓
大正十一年度 三百三十圓

(四) 現在の學校看護婦資格

(五) 醫師の娘にして見習看護婦
大正十年度執務概況

(六) 精勤にして規定の執務確實
其他參考となるべき事項

(一) 職員と等しく全日勤務とし、主として「トラホーム」患者の點眼及洗眼を行ふ

(二) 相生高等小學校は舊新校舎に別れたるを以て、午前午後と區別し、隔日交互に勤務す

(三) 患者名簿に依り滿遍に治療を行ふ

(四) 俸給は月額金參拾圓とし八月分は支給せず

一五、長崎縣佐世保市

(一) 創設年月 大正二年四月

(二) 經費の出所 市費

(三) 大正十年度並に十一年度經費豫算

大正十年度 給料 千八百十二圓 男一、女二、計 (三人平均給料 月五十一圓)

賞與 百八十一圓 給料年額の百分の十 (三人平均給料 月五十一圓)

計 千九百九十三圓

大正十一年度

給料 千八百十二圓 男一、女二、計 (三人平均給料 月五十一圓)

賞與 百八十一圓 給料年額の百分の十

計 千九百九十三圓

(四) 學校看護婦に關する規程 無し

(五) 現在の學校看護婦の資格 醫師檢定試驗前期合格者 一名(男)

看護婦 二名(女) (内一名ハ産婆 免許狀併有者)

(六) 大正十年度に於ける執務の概況 市立小學校十校を輪番に廻り、主として「トラホーム」治療の助手として勤務す

(七) 其他參考となるべき事項 無し

一六、長崎縣島原町尋常小學校

(一) 創設年月 大正十一年四月十一日

(二) 經費の出所

各地に於ける學校看護婦設置狀況

町費

(三) 大正十一年度經費豫算 六百圓

(四) 學校看護婦服務規程 別記の通り

(五) 現在の學校看護婦の資格 看護婦及産婆の免許狀を有す

(六) 大正十年度執務の概況 無し

(七) 其他参考となるべき事項

(イ) 養護室、執務室を特設す

(ロ) 治療豫防に要する諸器具は主として在來品を以て之に充て不足のものは新調したり。之に要せる費用は十五圓なり

消耗品一ケ年に凡そ二十圓

(ハ) 目下の事業は「トラホーム」患者二百七十四名に對する治療を主とす、將來は皮膚病、寄生蟲驅除等各種學校衛生事業に當らしむる豫定なり

(ニ) 急病及負傷者等の取扱は最も便宜なり (別記) 醫務補服務規程

第一條 島原尋常小學校に醫務補一名を置き、町長之を囑託す

第二條 醫務補は學校長統督の下に學校醫の指揮を受け學校衛生事務に従事す

第三條 醫務補の所管事務凡そ左の如し

一、體育運動に關する事項

二、病者、虚弱者、精神薄弱者等の監督、養護に關する事項

三、飲料水、並飲食物に關する事項

四、清潔整頓に關する事項

五、身體検査に關する事項

六、救急に關する事項

七、學校治療に關する事項

八、其他衛生上必要なる事項

第四條 醫務補所管表簿左の如し

一、學校醫執務日誌 (附醫務日誌)

二、身體検査票及統計表

三、衛生具原簿

四、學校衛生に關する諸規程

第五條 醫務補は着任後一週間に於て履歷書一通を學校長に提出すべし

第六條 醫務補は學校所定の時刻に昇校し、出勤簿に捺印すべし

第七條 醫務補は兒童に對し、懲戒を加ふることを得ず

第八條 醫務補は學校又は其の附近に火災其他非常變災あるときは、直ちに登校し、御影及勸語啓本の奉護其他の事務に従事すべし

各地に於ける學校看護婦設置狀況

第九條 醫務補は職務を行ふに妨なき範圍の地に居住すべし

第十條 醫務補は學校長の許可を受くるにあらざれば、營利の業務に従事することを得ず

第十一條 醫務補の出勤すべき毎月の日數は學校長之を定む

第十二條 醫務補疾病傷痍のため缺勤せんとするときは、其事由を具し、昇校時刻前學校長に届出べし

前項の缺勤十日を超ゆるときは醫師の診斷書を添へ届出て爾後二週間毎に醫師の診斷書を添へ届出べし

父母の疾病、看護墓參等のため缺勤せんとするときは、其事由及日數を具し、十日以内は第一項に準し届出て十日を超ゆるときは、疾病に關しては醫師の診斷書を添へ、學校長の許可を受くべし
分娩の前後に於ける缺勤にして三十日以内は賜暇とし三十日を超ゆるときは疾病の例による

第十三條 醫師補遅參せんとするときは、其事由を學校長に申出て早退せんとするときは、學校長の許可を受くべし

第十四條 醫務補忌引するときは、其の死亡者の氏名病名、死者の日時續柄を具し學校長に届出つべし

第十五條 醫務補官公署の召喚に應ずるため出勤し難きときは、其事由及期間を具し、學校長に届出べし

第十六條 醫務補は第十五條の場合を除き任地を離れんとするときは其の事由日數及行先を具し學校長の許可を受くべし、學校の休業中亦同じ

第十七條 醫務補退職のときは遅滞なく、所管事務を整理し引繼ぐべし

第十八條 醫務補退職の際は其の氏名事由及年月日を具し、學校長町長に届出つべし

第十九條 醫務補傷痍又は疾病のため執務せざる日數引續き六十日を超ゆるときは、日割を以て俸給の半額を減ず

第二十條 醫務補私事のため執務せざる日數引續き三十日を超ゆるときは日割を以て俸給の半額を減ず

第二十一條 醫務補忌引賜暇の場合と傷痍疾病若くは私事故障の場合と引續き起るときは其の忌引又は賜暇の日數は減給となるべき缺勤日數中に算入せず、又傷痍疾病と私事故障と相續て起るときは、私事故障の日數を傷痍疾病の日數と看做す

前二條の期間を過ぎ、既に減額したるもの忌引又は賜暇に連續し、忌明又は賜暇終了後直に執務するときは、忌引又は賜暇の日より本額を給す

但し忌引又は賜暇終了後尙執務せざるときは此限にあらず

第二十二條 俸給は毎月二十一日之を給す、但し休日に當るときは順延とす

第二十三條 退職死亡のときは當月分の俸給全額を給す

一七、新潟縣新潟市

(一) 創設年月 大正四年

(二) 經費の出所 傳染病豫防費中より

(三) 大正十年度並大正十一年度經費豫算

大正十年度(看護婦六人) 二千四十圓十圓

各地に於ける學校看護婦設置狀況

大正十一年度(同上) 二千四百四十圓

(四) 執務に關する規則

無し

(五) 現在看護婦の資格

看護婦免許書所有者

大正十年度執務狀況

醫員の助手として市小學校(十二校)を巡りて「トラホーム」治療に従事す

一八、新潟縣高田市

(一) 創設年月 大正二年三月

(二) 經費の出所

教育費中より

(三) 大正十年度並大正十一年度經費豫算

大正十年度 四百三十六圓(俸給)

大正十一年度 四百五十圓(同上)

(四) 執務に關する規則

別記の通り

(五) 現在看護婦の資格

産婆看護婦免許書所有者

(六) 醫員の助手として市小學校(四校毎日二校宛)を巡りて「トラホーム」治療に従事す

(別記) 小學校兒童トラホーム治療規程(大正二年四月) 高田市

第一條 市立各小學校内に眼疾トラホーム治療所を設く

第二條 眼疾トラホーム治療所に囑託治療醫各壹人及巡回の看護婦壹人を置く

第三條 治療所には藥品材料並に診療用具を備ふ、但し治療用具は必要ある場合には囑託治療醫に於て之を携帯するものとす

第四條 囑託治療醫の治療は兒童の眼疾トラホーム患者に限り毎旬壹回以上の診療を爲し、尙一般生徒に對し春秋各壹回眼疾の検査を爲すものとす

第五條 看護婦は毎日治療所ニケ所つゝ隔日に巡回し囑託治療醫の指揮に従ひ課業に差支なき時間に於て一定の患者に向て點眼或は洗眼投劑等をなし、囑託治療醫及當該學校長と豫め協議の上之を定む

第六條 看護婦は患兒の多寡其他必要の場合には、治療所全部を巡回することあるべし

第七條 看護婦は各小學校休日を除き勤務すべし、但し時宜に依り休日と雖勤務することあるべし

第八條 囑託治療醫は必要に應じ教職員並に學校醫と協力事に従ふことあるべし

第九條 囑託治療醫は毎學年末に於て治療成績表を調製し市長に報告するものとす

一九、奈良縣奈良市役所

(一) 創設年月 大正五年四月

(二) 經費の出所

各地に於ける學校看護婦設置狀況

市費

- (三) 大正十年度並に大正十一年度の經費豫算
大正十年度 九百八圓六十三錢 (決算)
大正十一年度 千三百十二圓五十錢 (豫算)
- (四) 看護婦執務に關する規程
別に定めず貳名の看護婦は交互學校に登校、トラホーム兒童の治療並に一般學校衛生の事務に従事す、而して指導者は各學校醫より、最近執務上に關する規程を設け目的の貫徹を期する豫定なり。
- (五) 現在學校看護婦の資格
看護婦(試驗合格) 產婆(試驗合格)の兩資格なり
- (六) 大正十年度に於ける執務の概況
學校授業日は勿論夏季休暇中も登校執務せり、
- (七) 其他參考となるべき事項
設置當初は専らトラホーム治療醫の助手として二名を備入れ治療醫と共に登校トラホーム患者の治療に従事せしものにして、爾來大正十年度に至るまで右の方法により執務し來れるものなるが、大正十一年度より之を改め校醫指導の下にトラホーム治療のみならず、一般學校衛生に對しても執務せしむることに定めたり。

二〇、奈良縣高田町

高田男子尋常高等小學校

- (一) 創設年月日 明治四十五年四月一日

經費の出所

- (二) 高田町費
- (三) 大正十年度並に大正十一年度の經費豫算
大正十年度 六百圓
大正十一年度 六百圓
- (四) 學校看護婦執務に關する規程
無し
- (五) 現在學校看護婦の資格
無資格
- (六) 大正十年度に於ける執務概況
學校就業中には必ず看護婦出勤(男子校女子校交代隔日となる)しトラホーム治療に従事し成績良好なり
- (七) 其他參考となるべき事項
無し

二一、奈良縣土庫村松塚村組合

- (一) 創設年月日 大正九年四月一日
- (二) 經費の出所
土庫村松塚村組合

各地に於ける學校看護婦設置狀況

- (三) 大正十年度並に大正十一年度の經費豫算
大正十年度 百十五圓
大正十一年度 百十五圓
- (四) 學校看護婦執務に關する規程
一、兒童登校日治療に從事す
二、毎日午前午後の二回に分ち治療す
現在學校看護婦の資格 無し
- (五) 大正十年度に於ける執務の概況
無し
- (六) 大正十年度には兒童百名餘の治療をなす
其他參考となるべき事項 無し
- (七) 無し

二三、三重縣宇治山田市

- (一) 創設年月 大正十一年四月
- (二) 經費の出所
同市費(トラホーム治療費)
- (三) 大正十一年度の經費豫算
四百八十圓(月手當四十圓)

- (四) 學校看護婦執務に關する規程
無し
- (五) 現在の學校看護婦の資格
慶應義塾大學醫學部附屬看護婦養成所卒業看護婦
- (六) 大正十年度に於ける執務の概況
本年度始て設置したるを以て、記事なきも、右看護婦は市立各學校生徒兒童のトラホーム治療に從事せしむるものなり

二三、三重縣阿山郡上野町 (上野町立男子尋常高等小學校、上野町立女子尋常高等小學校)

- (一) 創設年月 大正二年四月二日
- (二) 經費の出所
同町費(トラホーム治療費)
- (三) 大正十年度並に大正十一年度の經費豫算
大正十年度 二百四十圓(手當月二十圓)
大正十一年度 同上(同上)
- (四) 看護婦執務に關する規程
無し
- (五) 現在學校看護婦の資格
准看護婦

各地に於ける學校看護婦設置狀況

(六) 大正十年度に於ける執務の概況
男女兩小學校交代に毎日午前中出勤兒童のトラホーム洗眼に従事す

二四、愛知縣岡崎市役所

(二)(一) 創設年月 大正八年四月
經費の出所

岡崎市

(三) 大正十年度並に十一年經費豫算

大正十年度 四百三十二圓

大正十一年度 四百三十二圓

(四) 執務に關する規程

無し

(五) 現在學校看護婦の資格

無資格

(六) 大正十年度に於ける執務の概況

校醫の指揮に依り眼疾兒童の洗眼等

(七) 其他參考となるべき事項

無し

二五、岐阜縣師範學校附屬小學校

(二)(一) 創設年月 大正八年九月
經費の出所

師範學校費中雜費

(三) 大正十年度並に大正十一年度の經費豫算

大正十年度 三百十二圓

大正十一年度 三百十二圓

(四) 看護婦執務に關する規程

無し

(五) 現在學校看護婦の資格

看護婦

(六) 大正十年度に於ける執務の概況

學校授業日には早朝より出校、校醫の指示に基きトラホーム患者の洗眼手當等に任ず、其他

一般兒童の救急手當等全日勤務す

(七) 其他參考となるべき事項

無し

二六、岐阜縣岐阜市役所

(二)(一) 創設年月 明治四十二年十一月
經費の出所

各地に於ける學校看護婦設置狀況

岐阜市

(三) 大正十年度並に大正十一年度經費豫算

(四) 四百二十圓(看護婦手當)

(五) 看護婦執務に關する規程

(六) 無し

(七) 現在學校看護婦の資格

(八) 産婆看護婦

(九) 大正十年度に於ける執務の概況

(十) 缺勤一日(病氣)ありしのみにて極て精勤、トラホーム患者の治療、負傷、病氣等臨時に起る

(十一) 患者の救急手當等を爲せり

(十二) 其他參考となるべき事項

(十三) 特に記すべき事項なし

二七、岐阜縣稻葉郡島高小學校

(一) 創設年月 大正十年九月

(二) 經費の出所

(三) トラホーム患者父兄より徴收月額二十錢(藥品料共)

(四) 大正十年度並に大正十一年度經費の豫算

(五) 大正十年度 二百五十九圓

同 十一年度 四百四十四圓

(六) 看護婦執務に關する規程

(七) 無し

(八) 現在學校看護婦資格

(九) 看護婦 (日本赤十字社 岐阜支部看護婦長)

(十) 大正十年度に於ける執務概況

(十一) 學校授業日には出校兒童の授業前後休憩等に於て患者に對して、校醫の指示に基き、トラホーム患者の洗眼手當其他一般兒童の救急手當、學校衛生の全般にも注意せしむ即ち全日勤務

(十二) 其他參考となるべき事項

(十三) 兒童の父兄より徴集する資金に依り維持することは困難を感じ、將來如何にすべきか考慮中

(十四) 然して一面には學校衛生上より其必要を感じることに切なるものあるを覺え、經費支出として

(十五) は看護婦月給の外眼科専門醫に依頼して診察を受くるを以て、月額約二十圓の支出を要す

二八、岐阜縣羽鳥郡笠松町

(一) 創設年月 大正二年五月

(二) 經費の出所

(三) 町費を以て支出す

(四) 大正十年度並に大正十一年度經費豫算

(五) 大正十年度 月手當 十五圓

(六) 大正十一年度 同 十五圓 (年額百八十圓)

各地に於ける學校看護婦設置狀況

(四) 看護婦執務に關する規程

無し

(五) 現在學校看護婦資格

産婆看護婦

(六) 大正十年度に於ける執務概況

出勤日數 二四一 缺勤日數 七

トラホーム患者の洗眼、傷病兒童の應急手當

一般學校衛生に關する件

(七) 其他参考となるべき事項

無し

二九、岐阜縣本巢郡北方町北方尋常高等小學校

(一) 創設年月 大正四年四月

經費の出所

(三) 大正十年度並に大正十一年度經費豫算

大正十一年度 年百二十圓

(四) 看護婦執務に關する規程

三〇、岐阜縣本巢郡席田村

(一) 創設年月 大正六年二月

經費の出所

(三) 大正十年度並に大正十一年度經費豫算

大正十一年度 年百二十圓

(四) 看護婦執務に關する規程

無し

(五) 現在學校看護婦資格

看護婦 産婆看護婦

各地に於ける學校看護婦設置狀況

- (六) 大正十年度執務概況
- (七) 毎日出頭トラホーム患者の洗眼
其他参考となるべき事項
無し

三二、岐阜縣本巢郡眞桑村

- (一) 創設年月 大正四年十月
經費の出所 村費
- (二) 大正十年度並に大正十一年度經費豫算
大正十一年度 百九十一圓
- (三) 大正十一年度 百八十圓
看護婦執務に關する規程
無し
- (四) 現在學校看護婦資格
看護婦 産婆看護婦
- (五) 大正十年度執務概況
日々午前十時登校午後二時退校、トラホーム患者の洗眼傷病者の手當等
其他参考となるべき事項
- (六) 無し
- (七) 無し

三三、宮城縣伊具郡角田町

- (一) 創設年月日 大正七年六月廿九日
經費の出所 町費
- (二) 大正十年度並に大正十一年度經費豫算
大正十一年度 四百十五圓
- (三) 看護婦執務に關する規程 (特に規定なきも)
始業時より放課時迄 (左の事項を行ふ)
児童トラホーム點眼
- (四) 救急手當及傷病者の看護
消毒法の勵行
- (五) 傳染病豫防消毒
手洗水の供給
- (六) 其他
- (七) 現在學校看護婦資格
無し

各地に於ける學校看護婦設置狀況

- (六) 大正十年度執務概況
 - (1) 出勤日數 二五八日 缺勤日數 四日
 - (2) トラホーム治療成績
 - 患者數二百十九人内全治者八十五人
 - (3) 其他執務の狀況良好なり
 - (七) 其他参考となるべき事項
 - 衛生思想普及向上に良好なる效果あるを認む

三三、青森縣

- (一) 創設年月 大正八年九月
- (二) 經費の出所 青森縣費
- (三) 大正十年度並に大正十一年度經費豫算
 - 大正十年度 二百八十八圓
 - 大正十一年度 二百八十八圓
- (四) 看護婦執務に關する規程 未定
- (五) 現在學校看護婦資格 看護婦免許狀を有す

- (六) 大正十年度執務概況
 - 縣立男女兩師範學校附屬小學校に一人を設置し、學校醫の指示に従ひ兩校兒童のトラホーム治療に従事せしむ
 - (七) 其他参考となるべき事項 無し

三四、青森縣青森市

- (一) 創設年月 大正三年四月
- (二) 經費の出所 市費
- (三) 大正十年度並に大正十一年度經費豫算
 - 大正十年度 二千六百十七圓
 - 大正十一年度 三千百十二圓
- (四) 看護婦執務に關する規程 未定
- (五) 現在學校看護婦資格 看護婦の免許狀を有せり
- (六) 大正十年度執務概況
 - 市立五小學校に一人つゝを配置し、兒童のトラホーム治療醫の助手として指示を受けしめ、

各地に於ける學校看護婦設置狀況

- (七) 毎日學校に於て點眼に従事せしむ
其他參考となるべき事項
無し

三五、青森縣弘前市

- (一) 創設年月 大正六年四月
經費の出所 弘前市費
- (二) 學校看護婦に關する規程
無し
- (三) 大正十年度並に大正十一年度經費豫算
大正十年度 三千七百十五圓
大正十一年度 三千八百二十四圓
現在學校看護婦の資格
看護婦免許狀を有せり
- (四) 大正十年度に於ける執務の概況
市立各小學校(七校)に設置し當該校の教員及兒童のトラホーム治療に従事せしむ、治療に際しては市立病院眼科主任醫の指示を受け毎日校内に於て洗滌點眼に従事せしむ、
其他參考事項
- (五) 無し
- (六) 無し
- (七) 無し

三六、山形縣西村山郡寒河江尋常高等小學校

- (一) 創設年月 大正二年四月
經費の出所 校費中より
- (二) 學校看護婦に關する規程
無し
- (三) 毎日出勤す(日曜祭日を除く)
トラホーム兒童の點眼洗滌、病傷者の應急手當に従事す
- (四) 大正十年度並に大正十一年度經費豫算
大正十年度 百四十四圓
大正十一年度 三百十二圓
現在學校看護婦の資格
高等小學校卒業後學校醫の指導の下に治療法を修得し大正二年以降勤続せるもの一名
高等小學校卒業後產婆檢定試驗受験準備中のもの一名
大正十年度に於ける執務の概況
日曜祭日の外夏期休業中と雖出勤せり
其他參考事項
- (五) 各地に於ける學校看護婦設置狀況
- (六) 無し
- (七) 無し

無し

三〇、秋田縣秋田市

(一) 創設年月 大正六年四月
經費の出所

市費

(三) 學校看護婦に關する規程
看護婦服務内規

第一條 看護婦は主として左の職務に従事するものとする

一、市内小學校兒童トラホームの洗滌及點眼

二、校内に於ける負傷又は急病兒童の救護

三、兒童體格検査の補助

第二條 第一條第二項は學校醫の指導に依り第二項は其實況により、學校醫の指揮を待つべき場合と學校長又は教員の要求に應じて直ちに相當の救護をなす場合あるべし

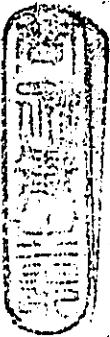
第三條 看護婦の執務時間は小學校の執務時間に依る

第四條 第二條に規定せる特別の技術方法に關する以外の事柄は市長之を監督す

第五條 看護婦二名の擔當區域を二區に分ち一區を明德、中通、築山の三小學校とし、二區を保戸野、旭北、旭南の三小學校とす、但し相當の時期に於て相當區域を交代することあるべし

第六條 看護婦は左の勤務日誌に依り日々其記録をなすべし

第七條 各小學校に於て教員中衛生主任を置き直接學校醫及看護婦と協力し、兒童トラホーム豫防其他一般衛生に當らしむるものとする
看護婦執務日誌



月日	出勤時間	退校時間	洗眼 兒童數	校長印	患者數	全部數	病傷 兒童數	救護 狀況	課長印

(四) 大正十年度並に大正十一年度經費豫算

大正十年度 六百九十二圓

大正十一年度 六百九十二圓

右は看護婦二人一ヶ年分の手當

現在學校看護婦資格

看護婦免許狀所有者

大正十年度に於ける執務概況

極力トラホーム撲滅に従事し、一週一校に四回宛五校同兒童の洗眼を行ひたり

其他參考となるべき事項

特筆すべき事柄なきも看護婦は小學校同様市立工業學校、商業學校にも毎週四回つゝ出校トラホーム生徒の洗眼に従事せしめつゝあり

各地に於ける學校看護婦設置狀況

三八、石川縣金澤市

(一) 創設年月 大正十一年四月
經費の出所 市費

(三) 學校看護婦執務に關する規程

(別記)

(四) 大正十一年度經費豫算

金七百貳拾圓

(五) 現在學校看護婦の資格

一名看護婦、産婆 一名看護婦

(六) 大正十年度に於ける執務の概況

無し

(七) 其他參考事項

無し

(別記) 金澤市學校看護婦執務心得

第一條 學校看護婦は上司の指揮命令を承け左記の事項に付學校醫を補助すべし

一、兒童の健康並に身體衣服の清潔状態調査

一、監督兒童病氣缺席兒童の家庭訪問

一、傳染性疾患兒童の家庭訪問

一、兒童身體検査の補助

一、兒童傷病の手當及看護

一、夏季休暇中に於ける衛生施設事業の介補

一、修學旅行の隨行

一、急性傳染病患者發生時の豫防消毒法施行介補

一、學校衛生に關する調査統計の作成

一、其他學校衛生に關する事務補助

第二條 學校看護婦は毎朝出廳の上出勤簿に捺印し校醫の命する學校を巡視すべし

第三條 學校看護婦は毎日其視察又は取扱たる事項を執務日誌に記入し、校醫の點檢を受くべし

第四條 學校看護婦は其視察又は取扱たる事項の重大なる件は遲滯なく上司に報告又は復命すべし

三九、岡山縣西大寺高等女學校

(一) 創設年月 大正十一年五月一日
經費の出所 岡山縣西大寺高等女學校使了給

(三) 學校看護婦執務に關する規程

岡山縣西大寺高等女學校看護婦服務規程

本校看護婦は監督部及學校醫の指示の許に左の勤務に従ふものとする

一、毎日一回適當の時に於て校舎校地を巡視し、衛生上に關係を有する次の事項に留意し、

各地に於ける學校看護婦設置狀況

所定の日誌に必要と認むる記入をなし監督部長に提出すること

便所、睡壺、手洗水、飲料水、各室の通風採光、校舎校地の清潔掃除

一、疾病負傷等の発生したる場合の救急處置及看護

一、トラホーム患者の點眼、耳及齒牙の掃除、皮膚病及其他の傳染性疾患者の手當

一、病者虛弱者、精神薄弱者等の監督養護に關すること

一、傳染性疾病流行する場合の豫防消毒

一、身體検査、體力調査、疾病調査の事務手傳

(四) 大正十年度並に大正十一年度經費豫算

俸給は所定使丁給より支給し、諸藥品等は消耗品費中より支辨し、別に經費豫算と稱すべし

ものなし

(五) 現在學校看護婦の資格

看護婦

(六) 大正十年度に於ける執務の概況

無し

(七) 其他參考事項

看護婦は寄宿舎の一室に起居し、學校並に寄宿舎、衛生看護の任に當る設置以後日向淺きも

便益頗る多なるものと認む

四〇、廣島縣廣島市

(一) 創設年月 大正六年九月

(二) 經費の出所

廣島市

(三) 學校看護婦執務に關する規程

無し

(四) 大正十年度並に大正十一年度經費豫算

大正十年度 千百十六圓 (平均月俸三十一圓)

大正十一年度 千二百六十圓 (同上三十五圓)

(五) 現在學校看護婦の資格

看護婦免狀所有者

(六) 大正十年度に於ける執務の概況

一、毎日各學校一校又は二校を割當て學校兒童のトラホーム洗眼治療に従事せしむ

二、定期兒童生徒身體検査に際し、學校醫の補助

三、各學校運動會に於ける救護

四、各學校水泳時、兒童身體検査に際し學校醫の補助

五、夏季休暇中、身體薄弱兒童を收容したる臨海體育團に於ける救護

四一、廣島縣尾道市

(一) 創設年月 大正五年四月

各地に於ける學校看護婦設置狀況

經費の出所

市費

(二) 學校看護婦執務に關する規程

無し

(三) 大正十年度並に大正十一年度經費豫算

大正十年度 五百五十二圓

大正十一年度 五百五十二圓

(四) 現在學校看護婦の資格

看護婦免許狀所有者

(五) 大正十年度に於ける執務の概況

一名の看護婦にて二校を擔任し、隔日に出校、主としてトラホーム兒童の點眼洗眼を行はしむ

(六) 其他參考事項

無し

四二、香川縣川岡尋常高等小學校

(一) 創設年月 大正五年四月

經費の出所

村費

(二) 學校看護婦執務規程

無し

(三) 大正十年度並に大正十一年度經費豫算

兩年度 百二十圓

(四) 現在學校看護婦資格

産婆

(五) 大正十年度に於ける執務の概況

毎日二時間出勤執務 但し授業日のみ

(六) 其他參考事項

無し

四三、香川縣香川郡檀紙尋常高等小學校

(一) 創設年月 大正五年四月

經費の出所

村費 從前患者一人より金拾錢或は五錢を徵集せり

(二) 學校看護婦執務に關する規程

一、執務時間 自午前八時至午後四時

二、執務事項 一、トラホーム患者全部洗眼すること 二、救急治療

(三) 大正十年度並に大正十一年度經費豫算

大正十年度 看護婦二百四圓 藥品 三十六圓

各地に於ける學校看護婦設置狀況

- (五) 大正十一年度 同上 二百四圓 同上 三十六圓
現在學校看護婦資格
- (六) 洗眼のみの試験を受たる婦人
大正十年度に於ける執務の概況
一ヶ年中缺勤數四十日にして概して忠實なり
- (七) 其他參考事項
無し

四四、香川縣香川郡鷺田尋常小學校

- (一) 創設年月 大正四年六月
- (二) 經費の出所
村費(小學校教育費)
- (三) 學校看護婦執務に關する規程
大約教員の執務に同じ、但し時間は午前限りとす
- (四) 大正十年度並に大正十一年度經費豫算
大正十年度 三百十二圓
大正十一年度 三百十二圓
- (五) 現在學校看護婦の資格
看護婦產婆の免許狀を有す

- (六) 大正十年度に於ける執務の概況
一、トラホーム患者の洗眼
- 二、負傷病兒童に應急手當をなす
- (七) 其他參考事項
無し

四五、香川縣木田郡田中尋常小學校

- (一) 創設年月 大正五年七月十日
- (二) 經費の出所
村費補助及患者負擔
- (三) 學校看護婦執務規程
イ、始業前及晝食後及放課時に於て患者の洗眼(點眼)をなすこと
ロ、出勤せば直ちに出勤簿に捺印すること
ハ、病氣其他にて出勤する能はざる時は、其旨學校長に届出ること
ニ、洗眼の都度患者名簿に記入をなすこと
ホ、毎日洗面器手洗鉢痰壺の檢閲を行ふ事
ヘ、傷病兒童出來の時は應急手當をなし、直ちに學校長に申出づること
- (四) 大正十年度並に大正十一年度經費豫算
大正十年度 一、八十四圓 村費補助
 二、七十二圓 患者負擔

各地に於ける學校看護婦設置狀況